第６章、基本構想の実現に向けて

６の１、特定事業計画の作成

バリアフリー法において、地区別バリアフリー基本構想で定めた特定事業については、事業を位置づけた施設設置管理者等が特定事業計画を作成し事業を推進することとされています。

特定事業計画の作成にあたっては、目標年次に向けて事業の進捗管理ができるよう、施設設置管理者等の計画を市が共通のフォーマットでとりまとめ、共有できるように配慮します。

６の２、基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

地区別バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定以降も、市が特定事業計画の内容やその進捗状況の定期的な確認を行い、必要に応じて千葉市バリアフリー基本構想推進協議会へ報告、並びに地区別バリアフリー基本構想の見直しに向けた調査審議等を行います。

なお、地区別バリアフリー基本構想の見直しの必要性が生じた場合は、バリアフリーマスタープランの中間年度（令和７年度（２０２５年度））に実施する中間評価にあわせて検討を進め、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会での審議を踏まえ、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図ります。

また、バリアフリーマスタープランの最終年度（令和１２年度（２０３０年度））には、特定事業の進捗状況や社会情勢の変化、バリアフリーをとりまく環境、技術、人々の意識等を踏まえた新たな課題に対する検討を加え、内容の見直しや、必要に応じて改定を行い、引き続きバリアフリー化の継続的な発展を図っていきます。

以下に、地区別バリアフリー基本構想のスパイラルアップ概念図があります。

６の３、施設設置管理者間の連携

特定事業を推進していく上では、個々の施設におけるバリアフリー化だけではなく、面的・一体てきに移動の連続性を確保していくことが重要です。

例えば、道路と建築物との視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保や、鉄道・バス等の交通結節点における連続性の確保が挙げられます。また、視覚障害者誘導用ブロックなどのハード面だけではなく、案内誘導等のソフト面でも、必要に応じて事業者間が連携し、移動の連続性を図ることも効果的なバリアフリー化を進める上で重要です。

６の４、基本構想策定後の市民参加

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたっては、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取し、合同意見交換会にて市民と施設設置管理者等の相互理解を図られるよう取組んできました。

この貴重な経験を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想策定以降も、市民参加の機会を探りながら、重点的なバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

６の５、他地区への基本構想検討モデルの展開

３の１で示した「重点整備地区の設定の考え方」に基づき、バリアフリーマスタープランで設定した促進地区のうち、立地適正化計画において、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区を含むものについては、評価要件に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を設定し、地区別バリアフリー基本構想を策定していきます。

他地区での地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、本地区別バリアフリー基本構想における検討内容をモデルとし、他地区に展開することで、早期のバリアフリー化の推進を図ります。